



松伏町では、安心して子育てができるようにサポートする「産後ケア事業」を実施しています。

● 利用できる方 下記のすべてに当てはまる産後1年以内のお母さんと赤ちゃん

- 松伏町に住民登録がある方
- お母さんと赤ちゃんともに医療行為(入院加療を含む)が必要でない方
- 利用時にお母さんか赤ちゃんのいずれにも感染症やその疑いがない方



● ケアの内容と種類

宿泊型

助産師がいる施設に母子で滞在します。休息を取りつつ、育児や授乳等について助言や支援が受けられます。

通所型

助産師がいる施設で日中の時間を過ごしなが、休息を取りつつ、育児や授乳等について助言や支援が受けられます。

訪問型

助産師が自宅へ訪問します。育児についての助言や支援、授乳相談、乳房マッサージなどが受けられます。

● 利用日数

原則として、宿泊型・通所型・訪問型を合わせて 7日以内

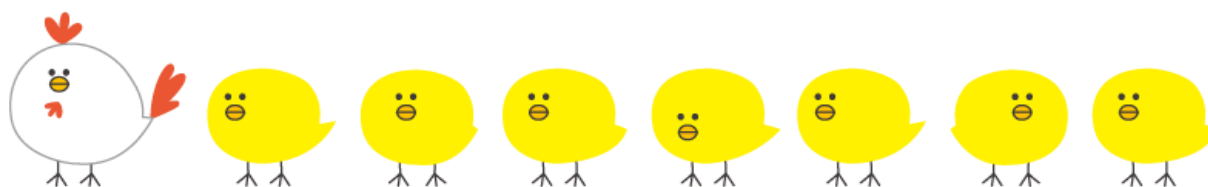


● 利用料(自己負担額)・利用時間

産後ケアの種類	利用時間	1日あたりの利用料(※)
宿泊型	1泊2日から利用可	5,000円 (例…1泊2日:10,000円、2泊3日:15,000円)
通所型	8時間程度/回	2,000円
訪問型	2時間以内/回	500円

※多胎児の場合でも、利用回数や利用料は変わりません。

※非課税世帯・生活保護世帯の方は、無料でご利用いただけます。



● 利用の流れ

1 申し込みをする

スマホ町役場から申請をお願いします。

必要時、担当保健師からご連絡することがありますのでご了承ください。

※保健センター窓口での申請もできます。

申請期限：出産予定日の2か月前～利用希望日の2週間前

スマホ町役場の
申請はこちら



2 利用決定の通知が届く

申請から2週間程度で、「松伏町産後ケア事業利用承認通知書」を自宅へ郵送します。

3 利用の調整をする

お母さんから利用を希望する下記の実施施設へ連絡し、利用日等の調整をしてください。

(持ち物は実施施設によって異なりますので、ご確認ください。)

4 産後ケア事業を利用する

産後ケア事業を受ける際は、母子健康手帳を必ずお持ちください。

5 利用料金を支払う

産後ケア事業利用終了後、利用した実施施設へ料金をお支払いください。



● 松伏町産後ケア事業実施施設一覧

実施施設名	所在地	電話番号	宿泊型	通所型	訪問型
あごら助産院	越谷市瓦曾根 1-11-13	048-960-4777	○	○	
瀧田助産院	越谷市花田 2-17-4	048-964-3664	○	○	
母乳外来みなみ助産院	松伏町下赤岩 294-2	090-6939-6896			○

⚠ 注意事項 ⚠

- ・利用をキャンセルする場合には、実施施設と保健センターへご連絡ください。連絡がない場合は、キャンセル料がかかる場合があります。
- ・産後ケア事業利用時に、お母さんやお子さん、ご家族のいずれかに、発熱や咳などの感染性疾患の症状がある場合、または感染症の疑いがある場合には、ご利用をお断りさせていただく場合があります。
- ・産後ケア事業利用中に体調不良等になった場合には、医療機関の受診を勧めることがあります。受診した場合の費用は自己負担となります。
- ・送迎は、本事業に含まれておりません。



🌸 お問い合わせ 🌸

松伏町保健センター ☎048-992-3170

平日 8時30分～17時15分